

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定保健指導情報の厚生労働科学研究事業班への外部提供について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：健康部 健康推進課 健診係）

事業の概要

事業名	特定保健指導情報の厚生労働科学研究事業班への外部提供について
担当課	健康推進課
目的	新宿区の特定保健指導を行動変容理論に基づく効率的かつ効果的な特定保健指導手法の疫学的エビデンスに基づくものとするため、厚生労働省の研究事業に協力する。
対象者	保健センターで特定保健指導を実施した者
事業内容	<p>保健指導ツールを用いて特定保健指導を実施した場合と用いなかった場合において、指導者の業務効率及び指導対象者の意識や身体状況の変化を比較するため、厚生労働省の循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業を実施している厚生労働科学研究事業班に外部提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生労働科学研究事業班 主任研究者 梶尾 裕(国立国際医療研究センター 糖尿病・代謝症候群診療 糖尿病科医長)みずほ情報総研株式会社 社会経済コンサルティング部 医療政策チーム・情報を提供する対象人数 120人程度

件名 特定保健指導情報の厚生労働科学研究事業班への外部提供について

保有課(担当課)	健康推進課 各保健センター
登録業務の名称	特定健診・特定保健指導
登録業務の目的	生活習慣病の発症や重症化を予防する。(高齢者医療確保法第20及び第24条)
外部提供の相手方	厚生労働科学研究事業班 主任研究者 梶尾 裕(国立国際医療研究センター 糖尿病・代謝症候群診療部 糖尿病科医長) 《委託先》 みずほ情報総研株式会社 社会経済コンサルティング部 医療政策チーム
外部提供を行う理由	新宿区の特定保健指導を行動変容理論に基づく効率的かつ効果的な特定保健指導手法の疫学的エビデンスに基づくものとするため、厚生労働省の研究事業に協力する。
外部提供を行う情報項目	年度末年齢、性別、保健指導結果、健診結果、問診結果
外部提供を行う際に使用する記録媒体	F D又はMO
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	厚生労働科学研究事業班と協定を締結し、目的外利用、適正管理等及び委託先への監督の実施について定める。
外部提供の相手方としての情報保護対策	・取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する ・提供された情報は施錠できる金庫に保管する。
外部提供の時期	平成22年6月1日から平成23年5月31日まで